

建築設計業務等電子納品要領（令和3年改定）【概要】

■目的・概要

官庁営繕事業における建築関係建設コンサルタント業務等において、電子成果品の規格を統一することを目的に、業務仕様書等の契約図書に規定される成果品を電子成果品として納品する場合における電子データの仕様を定めたものです。

■主な内容

- ・電子成果品のフォルダ構成
- ・電子成果品の管理項目
- ・ファイルの命名規則

■主に使用する時期

業務の成果品作成時

■適用方法

<業務委託等を行う際の適用方法>

- ・コンサルタント業務等の適用基準として、業務委託特記仕様書等に特記します。

<業務実施時の適用方法>

- ・この要領に基づいて、電子成果品を作成します。

■適用に当たっての留意事項　【【発】発注者、【設】設計者に対する事項】

- ・この要領は、建築関係建設コンサルタント業務等における電子成果品の電子データの仕様を定めたものであり、土木工事、土木設計業務等は対象としていません。要領の適用にあたっては、適用対象に該当する業務か確認してください。【発】【設】
- ・この要領は、建設コンサルタント業務等における電子成果品の電子データの仕様を定めたものであり、実際の電子成果品の作成・検査にあたっては、「官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕業務編】」を併せて参考にしてください。【発】【設】